

一般社団法人 青柳陽一写真学校 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人青柳陽一写真学校と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県伊達市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、プロ写真家「青柳陽一」が講師となり、国内のみならず海外からのハイアマチュアカメラマンの発掘、育成のために写真学校を展開し、写真文化の発展に寄与するとともに、被写体としての伊達市の自然美を紹介し、新たな人の流れを地域に創造することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青柳陽一の撮影技術、加工技術、カメラワーク等の伝授、指導
- (2) 青柳陽一が60年に亘って世界各地で撮影してきた作品の収集、保管
- (3) 青柳陽一が使用してきた、カメラや現像引き伸ばし機材の収集、保管
- (4) 光学技術の更なる発達を促すための、実業家西和彦所有のカメラレンズコレクションの収集、保管
- (5) 撮影の被写体として近辺の自然を選定し、写真を通して伊達市内の地域振興を図ること。
- (6) その他、当法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の目的に賛同し、援助を与えるため入会した地方公共団体その他の公法上の法人

(入会)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会で別に定める入会申

込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 入会は、会員総会において定める入会及び退会規程（以下「入会及び退会規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。（任意退会）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、除名することができる。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 賛助会員が前項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し文書で通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号いずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

- 2 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会員総会

（構成）

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額に係る定め
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 13 条 当法人の会員総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(表決委任)

第 18 条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 会員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印する。

(会員総会規則)

第 20 条 会員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に

において定める会員総会規則による。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のなかから1名の専務理事を置くことができる。
 - 4 専務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び当法人の使用人を兼ねることができない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。専務理事は、代表理事を補佐し、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。
- 3 代表理事及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 会員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任

するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(取引の制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 29 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 30 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会員総会の開催の日時及び場所並びに会員総会の目的である事項の決定
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第 29 条の責任の一部免除
- (招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 37 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 38 条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第 4 条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第 39 条 基本財産について当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 40 条 当法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた後に理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 44 条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 45 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに

については、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、会員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、会員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議及びその他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第51条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

